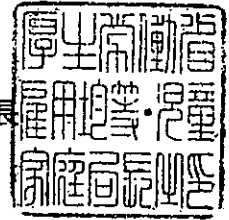


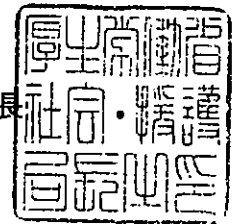
雇児発第0330008号
社援発第0330006号
老発第0330006号
平成19年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

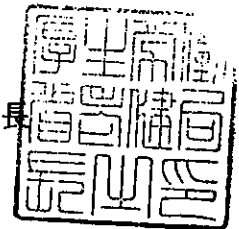
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設
に対する指導監督の徹底について」の一部改正について

社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第4878・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき行っていたくようお願いしてきたところですが、今般、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)が一部改正されたことに伴い、標記通知を別添のとおり改正することとしましたので、よろしくお願いたします。

また、当該通知は、2、4及び5(3)～(5)を除き地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

○「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日
 雇児発488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
 【新旧対照表】

改正後（新）	改正前（旧）
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各</p> <p>雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号 平成13年7月23日</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各</p> <p>雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号 平成13年7月23日</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>厚生労働省老健局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>厚生労働省老健局長</p>
<p>社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について</p> <p>社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監督については、厚生省内</p>	<p>社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について</p> <p>社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監督については、厚生省内</p>

に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成9年3月28日社援企第68号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）により改善策等をお示ししてきてところであります。

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、旧通知を廃止し、新たに下記のとおり定めることといたしましたので、当該通知を踏まえ、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、2、4及び5(3)～(5)を除き地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準として発出することを申し添えます。

記

- 1 法人認可に係る審査について
- (1) (略)
- (2) 法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよ

に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成9年3月28日社援企第68号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）により改善策等をお示ししてきてところであります。

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、旧通知を廃止し、新たに下記のとおり定めることといたしましたので、当該通知を踏まえ、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、2、4及び5(3)～(5)を除き地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準として発出することを申し添えます。

記

- 1 法人認可に係る審査について
- (1) (略)
- (2) 法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよ

留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われないこと。

なお、施設整備に係る国庫補助協議（厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金に係る協議を含む。以下同じ。）に当たっては、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

(3) 国庫補助金（厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金を含む。以下同じ。）及び（独）福祉医療機構の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該国庫補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。

このため、従来、（独）福祉医療機構の融資については国庫補助金内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県等（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）の意見を添えて機構融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県等における法人の認可及び国における補助協議と並行して融資申込を行うこと（この場合は、前年の10月以降順次融資申込を行うこと（この場合、意見書の提出は1月末日までに行うこと））。

なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金の対象施設のうち、法人を新設して施設整備を行うものについては、都道府県等において、（独）福祉医療機構及び市区町村（市区町村の整備計画に基づく交付金の場合に限る。以下同じ。）と連携を図ること。

(4) (略)

留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われないこと。

なお、施設整備に係る国庫補助協議に当たっては、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

(3) 国庫補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。

このため、従来、社会福祉・医療事業団の融資については、国庫補助内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行うものであって、毎年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県市の意見書を添えて事業団融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県市における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期するため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の10月以降順次融資申込を行うこと（この場合、意見書の提出は1月末日までに行うこと）。

(4) (略)

2 施設整備に係る審査等について

(1)～(3)

(略)

(4) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県及び市区町村において、設置主体の名称及び事業計画（施設名称、施設種別、定員、工事区分）の公表を行われないこと。

また、新たに法人を設立して整備する施設については、設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること。また、設置主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の名称も公表すること。

(5) (略)

3 法人に対する指導監督の徹底について

(1) 指導監査は、施設又は事業（以下「施設等」という。）の指導監査と並行して実施するよう努められたいこと。

(2) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、その実施方法は、「社会福祉法人の指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）によること。

なお、当該年度における指導監査の実施計画については、年度当初に策定するものとし、少なくとも対象法人、重点事項、実施時期及び具体的方法について明らかにすること。

2 施設整備に係る審査等について

(1)～(3)

(略)

(4) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において、設置主体の名称及び事業計画（施設名称、施設種別、定員、工事区分）の公表を行われないこと。

また、新たに法人を設立して整備する施設については、設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること。また、設置主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の名称も公表すること。

(5) (略)

3 法人に対する指導監督の徹底について

(1) 法人監査は、施設又は事業（以下「施設等」という。）の監査と極力並行して実施されたいこと。また、施設整備中の法人についても、法人監査の実施に努められたいこと。

(2) 法人監査は、一般監査と特別監査とすること。このうち一般監査は、運営に問題のない法人については実地監査を2年に1回としても差し支えないこと。ただし、実地監査を行わない年については書面による監査を行うこと。

なお、法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき所轄庁の判断として、特に運営に問題が認められないときは、当該外部監査を少なくとも2年に1回行うこととされている実地監査とみなして差し支えないこと。ただし、その場合であっても、当該取扱いが続けて行われることのないようにすべきであること。

また、特別監査は、問題を有する法人を対象に随時実施するものとする。

なお、当該年度における法人監査の実施計画については、年度当初に策定するものとし、少なくとも監査対象法人、

重点事項、実施時期及び具体的方法について明らかにすること。

(3) 法人監査の所管が複数の課にまたがる場合は、総合調整部門を設け、統一された方針の下に指導監査を実施されたこと。

(4) 監査担当職員の確保及び当該職員の研修の充実等人的体制の強化について格別の配慮をされたいこと。

(5) (略)

(6) 法人監査の結果是正改善を必要とずる場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省（地方厚生局を含む。）との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。

(7) 法人監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

ア (略)

イ (略)

ウ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。

(8) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、(7)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社

(3) 指導監査の所管が複数の課にまたがる場合は、総合調整部門を設け、統一された方針の下に指導監査を実施されたこと。

(4) 指導監査担当職員の確保及び当該職員の研修の充実等人的体制の強化について格別の配慮をされたいこと。

(5) (略)

(6) 一般監査の結果是正改善を必要とずる場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省（地方厚生局を含む。）との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。

(7) 指導監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

ア (略)

イ (略)

ウ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）及び「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日雇児発第299号厚生省児童家庭局長通知）による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。

(8) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、(7)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社

会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

(9) 法人の理事長等に対する研修会等の機会をも積極的に活用して、指導の強化を図りたいこと。

4 施設等に対する指導監督の徹底について

(1) 施設等の指導監査は、適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、施設設備等事業運営の全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理の指導監査や形式的な指示指摘にとどまる指導監査であってはならないものであること。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情等をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに意を用いること。

(2) 道府県所管法人が指定都市又は中核市において施設等を経営している場合における施設等の指導監査にあつては、法人の指導監査を行う道府県と十分連携を行い実施すること。

なお、厚生労働省所管法人の場合においても同様に十分連携を行われない。

(3) 指導監査を行う施設等が衛生部(局)等の他部(局)の監督下にある場合には、当該部(局)との緊密な連携の保持に配慮されたいこと。

(4) 3(3)～(4)、及び(6)～(8)については、施設等の指導監査についても同様の取扱いとされたいこと。

5 指導監督上の留意事項について

(1) (略)

(2) 施設整備関係

了 (略)

会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

(9) 法人の理事長等に対する研修会等の機会をも積極的に活用して、指導の強化を図りたいこと。

4 施設等に対する指導監督の徹底について

(1) 施設等監査は、適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、施設設備等事業運営の全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理監査や形式的な指示指摘にとどまる監査であつてはならないものであること。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情等をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに意を用いること。

(2) 道府県所管法人が指定都市又は中核市において施設等を経営している場合における施設等監査にあつては、法人監査を行う道府県と十分連携を行い実施すること。

(3) 監査を行う施設等が衛生部(局)等の他部(局)の監督下にある場合には、当該部(局)との緊密な連携の保持に配慮されたいこと。

(4) 3(2)～(4)、及び(6)～(8)については、3(2)の外部監査を活用した場合を除き、施設等監査についても同様の取扱いとされたいこと。

5 指導監督上の留意事項について

(1) (略)

(2) 施設整備関係

了 (略)

イ 建設業者からのリベートや二重契約は絶対に避けなければならぬことはいままでもない。したがって、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県等が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ都道府県等に入札参加者を届け出るよう指導し、届出のあった業者について工事実績等に不適切な点があれば法人に適切な助言を行わねばならないこと。

(後段階略)
ウ (前段階略)

入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）を都道府県等に届け出るよう指導し、都道府県等において当該入札結果（入札金額を除く）を一般の閲覧に供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。

工 施設建設に当たり、当初計画に従った建設が進行しているか否かの実情を確認するため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び請負業者立会いのものとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、市区町村と現地調査を行わねばならないこと。

また、併せて、工事の一部を下請業者が行う場合には、法人に対し、当該下請業者の商号又は名称その他必要な事項を確認するよう指導するとともに、都道府県及び市区町村において、現地調査においてこれらを確認されたいこと。

才 (略)

カ 事業規模の縮小（整備費等の減額）等（独）福祉医療機構借入金 の限度額に変更が生じる場合があるので、事業完了時点における当初計画との突合等により事実把握に努めるとともに、あらゆる機会を通じて所要の届出を行うよう周知徹底を図られたいこと。

削 除

イ 建設業者からのリベートや二重契約は絶対に避けなければならぬことはいままでもない。したがって、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ都道府県市に入札参加者を届け出るよう指導し、届出のあった業者について工事実績等に不適切な点があれば法人に適切な助言を行わねばならないこと。

(後段階略)
ウ (前段階略)

入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）を都道府県市に届け出るよう指導し、都道府県市において当該入札結果（入札金額を除く）を一般の閲覧に供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。

工 施設建設に当たり、当初計画に従った建設が進行しているか否かの実情を確認するため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び請負業者立会いのものとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、現地調査を行わねばならないこと。

また、併せて、工事の一部を下請業者が行う場合には、法人に対し、当該下請業者の商号又は名称その他必要な事項を確認するよう指導するとともに、都道府県市においても、現地調査においてこれらを確認されたいこと。

才 (略)

カ 事業規模の縮小（整備費等の減額）等（社）福祉・医療事業団借入金 の限度額に変更が生じる場合があるので、事業完了時点における当初計画との突合等により事実把握に努めるとともに、あらゆる機会を通じて所要の届出を行うよう周知徹底を図られたいこと。

才 リースによる設備の整備は、設備整備費国庫補助の対

(3) 施設運営関係
象にならないので、十一点検されたいこと。

ア (略)

イ 運営費の管理、運用については、銀行、郵便局等への預貯金を主たる財源としていることからも、特に適正を期する必要があるので、銀行、郵便局等への預貯金等安全確保でかつ換金性の高い方法により行うよう指導されたいこと。

ウ 運営費の当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであり、この場合、必ず本部経理区分を経由するよう指導されたいこと。

なお、当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付は一切認められないこと。

エ (略)

オ (略)

(4) 施設利用者等の処遇

ア～イ (略)

ウ 施設利用者の日常生活の指導等に当たっては、食事の内容、被服、被服、保健衛生等への配慮はもとより、教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をさせるよう指導すること。

特に、給食については、栄養、カロリーの確保に留意し、特に栄養士の設置されていない施設については、所要カロリーの摂取されるよう指導すること。

エ (略)

(3) 施設運営関係

ア (略)

イ 運営費の管理については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確保な方法により行うことが望ましく、価値変動の激しい財産、客観的な評価が困難な財産等が財産の相当部分を占めることのないよう指導されたいこと。

ウ 運営費の当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借（保育所運営費については、『保育所運営費の経理について』の運用等について）（平成12年6月16日児保第21号厚生省児童家庭局保育課長通知）の間14の(答)により認められることとされているものに限る。）については、当該年度内に限って認められるものである旨指導されたいこと。

なお、当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付は一切認められないこと。

エ (略)

オ (略)

(4) 施設利用者等の処遇

ア～イ (略)

ウ 施設利用者の日常生活の指導等に当たっては、食事の内容、被服、被服、保健衛生等への配慮はもとより、教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をさせるよう指導すること。

特に、給食を実施する場合には、栄養、カロリーの確保に留意し、特に栄養士の設置されていない施設については、所要カロリーの摂取されるよう指導すること。

エ (略)

才 障害者支援施設等施設利用者に作業指導、機能訓練等を行う施設にあつては、対象者の身体的機能及び能力、作業意欲等に応じた科目を選定し、効果ある指導、訓練が行われるよう配慮すること。

また、この場合、作業設備の機械化に伴って作業中の事故が多くなっていることに鑑み、これが事故防止対策

(5)～(6)
(略)

才 身体障害者更生援護施設、授産施設等施設利用者に作業指導、機能訓練等を行う施設にあつては、対象者の身体的機能及び能力、作業意欲等に応じた科目を選定し、効果ある指導、訓練が行われるよう配慮すること。

また、この場合、作業設備の機械化に伴って作業中の事故が多くなっていることに鑑み、これが事故防止対策

(5)～(6)
(略)